

令和7年3月1日

ご利用者様 各位

袖ヶ浦市健康推進課

### 教室受講料の還付申請方法及び教室休止制度について

平素より、当施設をご利用いただき誠にありがとうございます。

当施設の教室受講料については前納していただいておりますが、負傷または疾病等により教室の受講が困難と医師に判断された場合には、欠席分について振替受講のほかに受講料の還付が可能です。

令和7年4月以降は、3か月区切りの教室ではなく通年会員制となり、受講料のお支払いについても、月会費制として口座引き落としに切り替わることから、還付申請方法について以下のとおり整理いたしましたので、ご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

※振替受講を優先してご検討くださいますよう、お願いいたします。

- ・還付については、欠席となる前日までに、還付申請書をガウランド窓口にご提出ください。
- ・月会費制となることから、一月ごとの還付申請となります。
- ・欠席日当日の参加枠を確保している都合上、当日分の還付は致しかねますのでご了承ください。
- ・令和7年4月分の教室受講料については、4月28日に5月分と合わせて口座引き落としさせていただくため、後納となります。そのため、令和7年4月分の還付申請方法については、欠席となる受講日の前日までに欠席する旨のご連絡をいただいている場合は、4月28日の口座引き落とし後に還付申請が可能です。

また、令和7年4月以降は、負傷又は疾病等により教室の受講が困難と医師に判断され、長期間受講できない場合には、受講を休止することが可能となります。

休止については、各月10日までに届け出ていただくことで、翌月1日から月単位で最長3ヵ月間まで可能となります。休止期間中は受講料のお支払いは不要です。また、休止期間終了後は、そのまま教室に復帰していただけます。

例) 5月10日に1ヵ月の休止を届け出 ⇒ 6月休止 ⇒ 7月から再開

5月11日に1ヵ月の休止を届け出 ⇒ 7月休止 ⇒ 8月から再開

※各月10日までに休止届が間に合わない場合は、翌月の受講料が口座引き落としされます。その場合は、還付申請をいただくことで欠席分の返金が可能です。

※3ヵ月間以上参加いただけない場合には、一度退会していただき、参加いただけるようになってから再度新規に入会のお申し込みをお願いいたします。

還付・休止の詳細な手続き方法等については、4月以降にガウランド窓口にてお問合せください。

#### 【お問合せ先】

〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1  
袖ヶ浦市健康推進課管理調整班  
TEL: 0438-62-2323